

沼津市立原小学校 いじめ防止基本方針

【いじめ防止対策委員会：校長・教頭・生徒指導主任・学年主任・養護教諭・生徒指導部員・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー】
 拡大委員会として、PTA会長・PTA副会長・沼津警察署少年サポートセンター・沼津市青少年教育センター・学校教育課
 ※ この方針は、P（計画）D（実践）C（検証）A（改善）サイクルで見直すこととする。

「いじめ防止対策年間計画」の作成



《いじめ未然防止のための日常の取組》

1 魅力ある授業・学級・学校づくり

- ①人権教育年間計画を作成し、人権教育を推進する。
- ②あたたかな人間関係の中で正義が通る学級・学年・学校づくりを行う。
- ③「わかる・できた・おもしろい」という思いを持つ授業や学級づくりを行う。
- ④人間関係づくりプログラム等の資料（ピアサポート・アセス等）を活用・推進し、温かな雰囲気の中で、だれにでも何でも言い合える、支え合える人間関係を育む。（自治力を育む）
- ⑤子どもを主体とした授業づくり及びそれに関する授業改善のための校内研修を推進する。
- ⑥学習に向かう基本姿勢を徹底する。
（チャイム着席・聴く姿勢・発表の仕方等）
- ⑦学習習慣の確立（家庭学習含む）を進める。
- ⑧読書活動を推進する。
- ⑨高学年（5・6年生）の保護者・児童を対象とした携帯メール、SNSを使用する上での情報モラル教育を行う。
- ⑩PTA 総会や学級学年懇談等において、家庭教育のあり方に触れ、家庭教育の充実を図る。
- ⑪学級懇談会等においていじめに関する資料を配付し、いじめに関する共通意識を持つ。
- ⑫学校・学年便りを定期的に発行し、児童の様子や、いじめ防止に関する情報を伝える。
- ⑬朝の登校時の見守り等、地域ボランティアと連携する。

2 豊かな心が育つ取組

- ①相手の立場に立って物事を考えることができる児童を育成する。
- ②あいさつが活発にできる児童を育成する。
- ③太陽の言葉を増やし、北風の言葉を減らそう運動（児童会による取組）の充実を図る。
- ④基本的な生活習慣を確立するために「原小生活のきまり」の徹底を図る。
- ⑤児童会活動や学校・学年行事、ファミリー活動などを通して子どもの居場所をつくり、自己有用感を持てるようにする。また、共感的な人間関係づくりや自発性を育てる。
- ⑥社会体験や福祉体験、自然体験等、地域行事への積極的な参加を促す。
- ⑦「道徳」の授業を通して、豊かな心情を高める。

いじめの訴え、いじめに関する情報、いじめと思われる状況の察知

- 日常における児童の兆候を把握する。（全教職員）
- 養護教諭やSCの専門的な見地からの意見を参考にする。
- 授業中・休み時間の様子等の情報交換を積極的に行う。

管理職などへの報告、事実確認などの対応の決定

- いじめかどうかの判断は1人では行わず、学年主任、主幹、生徒指導主任等への報告をした上で、協議を行い判断する。
- 管理職へ迅速に報告し、初期対応の方向を決定する。情報の提供者への配慮もする。

関係児童からの事実確認

- 複数の教員で対応し、個別に話を聞く。
- 傾聴に心がけ、共感的に聞くと共に、事実を確実に確かむ。

「いじめ防止対策委員会」において対応方針の決定

- いじめた子、いじめられた子に対する具体的な対応や指導の流れを検討する。
- 学級担任1人に任せることなく、役割分担を明確にする。
- 決定した対応方針を職員間で共通理解する。
※報告・連絡・相談カードにおいて共通理解を図る。
- ケースに応じて、防止対策委員は参加する。

いじめられた児童 その保護者への援助

- 保護者からの訴えや相談には、親身になって応じる。
- 解決に向けて保護者と共に支援する体制を作る。
- カウンセリング等の支援を行う。

いじめた児童への指導・対応

- 行った行為について、許されないことであることを自覚させ、謝罪方法等を一緒に考える。
- いじめを繰り返さないために、いじめの背景にあった状況について一緒に考える。

関係機関との連携

- 市教育委員会、警察、少年サポートセンター、沼津市こども家庭課、児童相談所等との連携・協力を図る。
- 重大な事案に対しては、すぐに連絡する。
- 傍観者やまわりにいた子も、いじめを助長していることを知らせる。
- 新たないじめを防止するための指導を行う。

他の児童への指導

- 傍観者や周りにいた子も、いじめを助長していると知らせる。
- 新たないじめを防止するための指導を行う。

《いじめ早期発見のための取組》

1 共感的な人間関係の構築

- ①児童の個性を尊重し、相手の立場に立った温かな指導を行う。
- ②日頃から児童1人1人とのふれあいを大切にし、変化を見逃さない。

2 校内連携体制の充実

- ①静岡県教育委員会発行の「人権教育の手引き」を活用し、教職員の研修を実施する。
- ②人権教育研修会へ参加し、その内容を全職員へ周知する。
- ③学級担任や養護教諭、専科教員は、小さなサインも見逃さぬよう配慮する。必要に応じて、きめ細やかな情報交換を行う。
- ④SC・SSWや支援員との協力体制を整える。
- ⑤『子どもを語る会』を行い、全職員で情報を共有する。

3 アンケート調査の実施や保護者との連携

- ①心のアンケート（定期的）・市いじめアンケート（10月）を実施したり、心の相談箱を設置したりして実態を把握し、いつでも相談できる体制をとり、指導に生かす。
- ②保護者との連絡を密に取り、いじめを見抜き早期に対応する。
- ③学校評価アンケートを実施する。
→ 来年度につなげる検証を行う。



継続指導 指導の見直し

いじめの解消

- 学校評価アンケート（保護者・教職員）による検証を行う。
- 経過の観察をする。
- 次年度への引き継ぎを確実にを行う。